

平成31年度八王子市農業委員会第9回総会会議録

- 1 開催年月日 令和元年12月26日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後3時00分 から 午後4時30分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一 | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 3 番 青 柳 有 希 子 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 5 番 原 島 元 義 | 6 番 有 竹 満 次 |
| 7 番 小 林 裕 恵 | 8 番 菱 山 史 郎 |
| 9 番 坂 本 真 一 | 10 番 田 中 政 博 |
| 11 番 村 松 徹 | 12 番 峰 尾 達 雄 |
| 13 番 山 田 正 | 14 番 門 倉 豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂 | 19 番 三 上 正 治 |
| 20 番 町 田 裕 通 | 21 番 石 川 研 |
| 22 番 井 上 正 芳 | |

- 5 欠席委員 (1名)

18 番 福 田 一 訓

- 6 事務局職員出席者

事務局長	山 崎 光 嘉	主 査	上 原 裕 之
主 査	黒 田 康 雄	主 任	笹 野 一 幸
主 事	萩 原 健 太		

平成31年度
八王子市農業委員会 第9回総会 議題

(令和元年12月26日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第4 市街化調整区域内農地の買受適格証明について
- 第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第6 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第7 東京都農業会議が取りまとめる「都への意見提出ならびに国への要望」について

【報告案件】

- 第8 農地の権利取得の届出について
- 第9 農地の賃貸借の合意解約について
- 第10 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
- 第11 農地利用状況調査（生産緑地地区）の取りまとめ結果について

《午後 3 時 0 0 分開会》

議 長

ただいまから、平成 31 年度八王子市農業委員会第 9 回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第 18 番福田一訓委員です。農業委員定数 14 名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第 30 条第 1 項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

第 1 及び第 2 については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第 1 「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
11月 1 日から 11月 30 日までの届出分（15 件）
第 2 「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
11月 1 日から 11月 30 日までの届出分（29 件）を報告。

議 長

報告は終わりました。第 1・第 2 について質問はございませんか。質問なしと認め、進行します。

第 3 「相続税の納税猶予に係る適格者としての 3 年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 3 「相続税の納税猶予に係る適格者としての 3 年ごとの証明について」
を報告（7 件）

議 長

報告は終わりました。第 3 について質問はございませんか。質問なしと認め、進行します。

第 4 「市街化調整区域内農地の買受適格証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 4 「市街化調整区域内農地の買受適格証明について」
申請土地は南浅川町の土地 1 筆、680㎡。

譲受人について、住所は南浅川町。事業計画は「植木展示販売場」。

工事は令和2年4月1日から令和3年3月31日の予定。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告します。12月17日、農業委員及び事務局職員で現地調査を行いました。今回の転用計画は、当該地の賃借人である願出人が、本件農地を植木販売地の代替地として取得し、植木展示販売場に転用しようというものです。申請地は、北向きの斜面地で全面に植木が植わっており、一部では雑草が繁茂していました。また、当該地一体はフェンスで囲まれており、北側には山林が迫っていました。譲受人は、当該地の近くで植木販売業を営んでいます。しかし、現在の販売地が使用できなくなるため、当該地を植木展示販売場に整備することです。当該地は、長年に渡り植木販売業を営んでいる願出人が植栽地として使用してきた場所であり、植木展示販売場に転用して引き続き経営の場として使用していくことに問題はないと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はございませんか。

農業委員 植栽地を販売地に転用するということですが、植栽地は別の場所に確保しているのか。

事務局 植栽を兼ねた販売地にする計画です。

農業委員 販売地に転用されると二度と農地には戻せないのか。

事務局 アスファルトは敷かないので農地に戻せないことはないです。

農業委員 ほかに競売への参加を希望した方はいなかったのですか。

事務局 お一人だけです。

議長 ほかに質問はございませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第4については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手①について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地6筆、計1,570㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は1年間。

貸し手②について、住所は小比企町、設定する土地は高月町の土地1筆、142㎡。利用権の種類は「使用貸借による権利」、期間は5年間。借り手について、法人、所在地は上野町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は2,693㎡。主たる経営作物は野菜・マコモ、農業従事者は1人、農作業従事日数は年間240日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。12月16日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける法人の農場長から、今後の作付計画を伺いました。先ほど、事務局の説明にもありましたが、この法人は福祉作業所を運営する法人で、障害者の就労や障害のある子どもたちへの農作業体験に力を入れています。午前と午後の短時間、極々簡単な作業をさせていますが、その裏で農場長やパートの職員がしっかりと栽培の管理を行っています。無農薬による野菜栽培のため、経営として成り立つのかという心配もあるかと思いますが、この法人の取組に賛同するレストランが買い取るほか、利用者の家族などに販売しています。また、形の悪いものは、施設の食材としても使われるそうです。今回は7筆、1,712㎡の利用権

設定です。このうち4筆については、昨年の12月の総会で1年間の貸し借りを決定したもので、ここで期間満了を迎えます。新たに借り受ける3筆は最近まで遊休農地でしたが、この法人の手で再生されました。非常にやる気のある若者たちです。行動力もあり、地元の農家との関係もいいようです。高月の新規就農者として、これからもがんばっていただきたいと思います。高月町の中にはまだまだ放棄された農地があります。今回のこの法人のように、農地を探している若者がいますので、所有者の理解が得られるよう、引き続き取り組んでいきたいと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はございませんか。

農業委員 この計画書の農業従事者人数には利用者の数が反映されていないようです、どこに記載されていますか。

事務局 資料の9ページをご覧ください。雇用労働力の欄に5名で240日従事とありますが、1日平均5名程で240日従事する計画になっています。この項目に含まれています。

農業委員 この方たちに工賃は出るのですか。

事務局 資料の25ページをご覧ください。損益計画書の損益算出表で人件費として計上しています。

農業委員 この計画書は5年計画となっていますが、これは途中で変更することは可能なのですか。

事務局 最初から無理な計画は立てずに達成できる計画を立ててもらっています。

農業委員 資料13ページから18ページの計画と23ページから25ページの計画では、内容に違いがみられるがこれはどういうことですか。

事務局 13ページからの計画は新規就農を希望した当時の計画で、23ページからの計画は今回借り受ける農地を耕作する際の具体的な計画になります。

農業委員 資料 18 ページの人件費と 25 ページの人件費では、かなりの差がみられますが、どのような理由が考えられますか。

事務局 新規就農希望時の計画で農場長の人件費を含めて計上したからだと考えられます。なお、今回の計画では職員である農場長の人件費分は含まれていません。

議長 ほかに質問はございませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 5 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 6 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 6 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は犬目町、耕作面積は 2,484㎡。相続開始年月日は令和元年 9 月 14 日。

相続人について、住所は犬目町、年齢 61 歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は犬目町にある 2 筆、合計 1,291㎡。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成 27 年 9 月 1 日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。12 月 17 日、事務局と現地を確認するとともに、願出者から話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする犬目町の 1 筆は生産緑地の指定、犬目町の 1 筆は市街化調整区域の農地です。自宅の南側に位置する生産緑地では、ダイコン、ネギ、コマツナ等の野菜類が栽培され、作付けされていない部分については耕うんされ畑の管理が行き届いた状態でした。自宅から北西部に位置する市街化調整区域の農地では、ハクサイ、ネギ、ダイコン、キャベツ

等が作付けされていまして。収穫物は主に自家消費や近所に配っているとのことでした。今後はジャガイモ、トマト、ナス、スイカ等を作付けするとのことでした。願出者は平成 25 年から父親の農作業を手伝い始めました。平成 27 年から本格的に農業に従事しており、今後ともこれまでと同様に農業経営を続けていくとのことでした。父の農業を手伝ってきたこともあり、農業技術や農業知識に関しては問題ないので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はございませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 6 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第 7「東京都農業会議が取りまとめる『都への意見提出ならびに国への要望』について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第 7「東京都農業会議が取りまとめる『都への意見提出ならびに国への要望』について」を説明。

議長 説明は終わりました。質問・意見はございませんか。

農業委員 項目 2 の内容の中に行政が連携してとあるが、具体的にはどのような連携を考えているのか。

事務局 地域だけではなく、東京都と八王子市、あるいは八王子市内部の他部署などを含めた縦横の連携です。

農業委員 項目 3 の③に希望をもって就農するための支援策とあるが具体的にはどのような支援策があるのか。

事務局 現在も支援制度はあるのですが、条件が厳しく実際には利用しにくい制度となっている印象があるため、このような表現で要望を作成しました。

農業委員 項目5の獣害対策についてですが、現在は広域にできていないように
思いますが、東京都はどのように取り組んでいるのでしょうか。

事務局 現在もシカとサルの対策は、東京都が広域的に取り組んでいます。サル
については八王子市と東京都さらに埼玉県、山梨県、相模原市が連
携し、シカについては東京都が中心となり西多摩地区と連携していま
す。一方のイノシシに関しては、東京都からすると西部地区の一部し
か獣害が出ておらず、今までは特に何もしてこなかったのですが、継
続して被害の状況を訴えてきた結果、実態調査を行うなど少し変わっ
てきたところ です。

議 長 ほかに質問・意見はございませんか。ございませんので、進行します。
お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ござい
ませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第8「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報
告願います。

事務局

第8「農地の権利取得の届出について」を報告。(1件)

議 長 報告は終わりました。質問はございませんか。質問なしと認めます。
第9「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より
報告願います。

事務局

第9「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。(1件)

議 長 報告は終わりました。質問はございませんか。質問なしと認めます。
第10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告し
ます。事務局より報告願います。

事務局

第10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。 (3件)
--

議 長 報告は終わりました。質問はございませんか。質問なしと認めます。

第 11「農地利用状況調査（生産緑地地区）の取りまとめ結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 11「生産緑地管理状況調査の取りまとめ結果について」を報告。

議長

報告は終わりました。質問はございませんか。

農業委員

この調査は毎年行っているのですか。

事務局

毎年行っているものです。

農業委員

以前から管理状況が良くないと思われるような畑もありましたが、指導は毎年行っていたのですか。

事務局

今までは指導が行き届いていない点がございました。ただ、今年度は改善に向かっていると思います。委員の皆様の協力のもと調査を行っていますので、成果を上げていきたいと思っています。

農業委員

台風の後には調査した際には危険と思われる場所もありましたので早急な対応をお願いしたいと思っています。

農業委員

評価した筆や改善指導した記録は、現地を確認していない委員でも、分かるように整理したほうが良いと思います。

事務局

整理していきたいと思っています。

農業委員

生産緑地以外の農地についても、調査の予定はあるのですか。

事務局

農用地に関しては昨年度実施しています。また今年度は、一部の委員には市街化調整区域での調査をお願いしました。

農業委員

生産緑地については農業委員会による調査で、管理が不十分だった農地の所有者に通知も出すと聞いています。ただし、通知は都市計画課が出すということなので、通知後は、関係所管でしっかりと情報を共有していただきたいと思っています。

議長

ほかに質問はございませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 7 番 小林 裕恵 委員

第 8 番 菱山 史郎 委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、平成 31 年度八王子市農業委員会第 9 回総会を閉
会します。

《 午後 4 時 3 0 分閉会 》